第11条第1項第四号中「イ及びロ又はハの条件」を「次のイ又はロのいずれか」に改め、同号イの表定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機の項中「4.4」を「0.53」に改め、同表定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機の項中「4.4」を「0.53」に改め、同表定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機の項中「2.7」を「0.53」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「別添46」を「別添109」に、「排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%」を「排出ガスの光吸収係数が0.50m^{-1}」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第六号中「別添46」を「別添109」に、「排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%」を「排出ガスの光吸収係数が0.50m^{-1}」に改め、同条第11項第11号中「二次空気導入装置」の次に「、尿素選択還元型触媒システム、ディーゼル微粒子除去装置」を加え、同項に次の1号を加える。

四　還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

第11条に次の1項を加える。

3　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満のもの（過給機を備えたものを除く。）に備えるブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）の規則第2条第1項第3号の基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。ただし、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満のもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあっては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

第六条中「第20号及び第21号並びに第2項第1号」を「第2項第1号及び第3項」に改める。

第七条第11号中「別添46」を「別添109」に、「排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、25%」を「排出ガスの光吸収係数が0.50m^{-1}」に改める。

第八条中「2011年」を「2014年」に改める。

第九条の表56kW以上560kW未満の項中「Interim Tier4、Stage Ⅲ B」を「Tier4、Stage Ⅳ」に改め、同表の備考1中「Interim Tier4及び」を削り、同表の備考2中「Stage Ⅲ B」の次に「及びStage Ⅳ」を加える。

第十条に見出しとして「（少数生産車の承認申請における特定特殊自動車の型式の細目）」を付する。

第十1条中「、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず」を削り、同条第1号中「2006年」を「同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2011年」に改め、同条第11号中「2011年」を「同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力が、19kW以上56kW未満であるときは2011年とし、56kW以上560kW未満であるときは2014年」に改める。

第十11条の見出しを「（平成22年改正に係る特定原動機技術基準に関する適用関係）」に改め、同条第1項中「「改正前ディーゼル特定原動機8モード法」を「「平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」に改め、同項第1号中「を改正前ディーゼル特定原動機8モード法」を「を平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」に、「同改正前ディーゼル特定原動機8モード法」を「平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」に改め、同項第11号中「改正前ディーゼル特定原動機8モード法」を「平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」に改め、同項第11号中「細目告示別添46」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第43号）による改正前の細目告示別添46（以下「平成26年改正前細目告示別添46」という。）」に、「右欄」を「中欄」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

第十11条第1項第11号の表を次のように改める。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m^{-1}
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m^{-1}
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m^{-1}
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m^{-1}

第十11条第11項中「掲げる日」を「掲げる適用日」に、「細目告示別添46」を「平成26年改正前細目告示別添46」に、「右欄」を「中欄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

第十11条第11項の表を次のように改める。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m^{-1}
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m^{-1}
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m^{-1}
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m^{-1}

第十11条第11項中「この告示」を「、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成22年経済産業省・国土交通省・環境省告示第107号。以下「平成22年改正告示」という。）」に、「細目告示別添46」を「平成26年改正前細目告示別添46」に、「右欄」を「中欄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

第十11条第11項の表を次のように改める。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m^{-1}
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m^{-1}
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m^{-1}
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m^{-1}